

井原市中学生海外派遣事業実施要綱

平成9年3月17日井原市告示第14号

(趣旨)

第1条 この要綱は、国際理解教育の推進を図るため、中学生の海外派遣事業を実施し、参加費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、補助金の交付については井原市補助金交付規程（昭和34年井原市規程第1号）に定めるもののほか、事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(派遣の目的)

第2条 海外での生活を通して外国の生活及び文化の理解を得るとともに、国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな生徒を育成することを目的とする。

(場所)

第3条 派遣場所は、前条の目的が達成できる外国の都市とし、毎年度市長が決定する。

(派遣期間)

第4条 派遣期間は、夏期休業日中3週間程度とする。

(派遣生徒の資格及び人数)

第5条 派遣対象者は、市内に居住する中学生とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 心身ともに健康で、海外生活に十分耐えられる者
- (2) 本人が積極的に派遣を希望し、保護者の同意が得られる者

2 派遣人数は、毎年度予算の範囲内において市長が定めるものとする。

(派遣生徒の決定)

第6条 派遣を希望する者は、井原市中学生海外派遣事業参加申込書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前条の要件を満たす派遣希望者のうちから選考を行い、派遣生徒（以下「派遣生徒」という。）を決定するものとする。
- 3 派遣生徒の選考を行うため、井原市中学生海外派遣事業派遣生徒選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 4 委員会の組織及び会議について必要な事項は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

第7条 補助金の交付を受けようとする派遣生徒は、井原市中学生海外派遣事業補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 研修計画書
- (2) 経費見積書（様式第3号）

- 2 市長は、前項の申請の内容を審査し、交付を決定し、井原市中学生海外派遣事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。
- 3 前項の決定通知を受けた者が補助金を請求するときは、井原市中学生海外派遣事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金額)

第8条 補助金額は、派遣に伴う旅費及び滞在費等に関する経費のうち、2分の1以内（ただし、1人につき30万円を限度とする。）とする。

(説明会及び報告等)

第9条 市長は、派遣の円滑かつ効果的な実施を図るため、派遣生徒に対し海外生活の心得及び派遣国の風俗、習慣等について事前に説明会を行う。

2 派遣生徒は、帰国後指定する日までに井原市中学生海外派遣事業補助金収支精算書（様式第6号）及び報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、交付決定を取り消し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反した場合
- (2) 補助金の交付を受けた者の都合で研修が中止となった場合
- (3) 補助金交付申請又は収支精算に不正があった場合
- (4) その他市長が不適当と認める場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の井原市中学生海外派遣事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。